

(別紙1号)

鳴門農業振興地域整備計画変更理由書

1 鳴門農業振興地域整備計画の変更理由

今後の営農を円滑にするべく農用地区域への編入を行う。

経済事情の変動その他情勢の推移により、地目を現況に合致させるべく農用地区域から除外する。

2 農用地利用計画の変更

①農用地区域への編入

編入の契機	編入しようとする土地の所在、地番	現況地目	面積 ㎡	編入後の用途区分	編入の理由
所有者からの申請					
計					

②農用地区域からの除外

除外の契機	除外しようとする土地の所在、地番	現況地目	面積 ㎡	除外前の用途区分	除外の理由	除外後の用途	除外に係る根拠法令等
経済事情の変動 その他情勢の推移	鳴門市大津町矢倉字南 20番3	宅地	141.48	農地	農振法第13条 第2項に該当	宅地	農振法第13条第2項
			141.48				

③用途変更

用途変更の契機	変更しようとする土地の所在、地番	面積 ㎡	変更前用途区分	変更後の用途区分	変更の理由
計					

(別紙2号)

鳴門農業振興地域整備計画変更概要書

第1 市町村整備計画変更後の概要

農用地利用計画の農用地区域1, 326.7haの一部変更を行い、変更後の農用地面積を1, 326.7haとする。  
変更なし

第2 「農用地利用計画」の変更

1 農用地区域の面積

別紙のとおり

2 農用地区域の概要

別紙のとおり

3 農業上の用途区分の変更の概要

用途区分の変更無し

地区名	変更前		変更後		変更理由
	用途区分	左の範囲	用途区分	左の範囲	
区域番号					

第3 「農用地等の保全に関する事項」の変更

本市の農業は京阪神の大消費地に近いという地理的条件や温暖気候、肥沃な土壌等自然条件を生かした園芸作物を中心とした集団農地を形成している。耕地利用率も96%と高く、これら農地の継続的な保全・管理のために効率的かつ安定的な農業経営体への集積、農業生産基盤の整備等を図ると共に、地域の特性に即した栽培作物の振興を促進する。

変更無し

第4 「農業生産基盤の整備開発計画」の変更

変更無し

第5 「農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」の変更  
変更無し

第6 「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」の変更  
京阪神での生鮮食料品の供給基地としての中心的な位置づけの継続的な確保・定着を目的として、農業生産を担うべき者の組織化、後継者への営農指導等の強化を図ると共に、価値観の多様化等を背景とした都市との交流基盤の体制整備、就農支援体制について普及センター、農業協同組合等との連携を密に取りながら地域の実状を十分考慮した関連施設の整備を行う。  
変更無し

第7 「農業近代化施設の整備計画」の変更  
変更無し

第8 「農業従事者の安定的な就業の促進計画」の変更  
変更無し

第9 「生活環境施設の整備計画」の変更  
変更無し